

入院患者様へ

「保険外併用療養費制度」のお知らせ

同じ症状（病気）により通算180日を超えて入院されている患者様は、入院基本料の85%のみが保険診療扱いとなり、残りの15%は保険外併用療養費として患者さんに負担して頂くこととなります。但し、厚生労働大臣の定める状態にある方は除外されます。

☆保険外併用療養費として

1日につき・・・2,670円（税込）

- * 該当する患者様には、事前に受付より説明いたします。
- * 不明な点は、受付か相談室にお尋ね下さい。

◎お願い

この180日の期間は、当院における入院期間だけではなく、他の病院に入院されていた期間も含まれますので、過去3ヶ月以内にいずれかの病院に入院された患者様は、入院時に受付までお申し出下さい。また、以前の退院に際して「**退院証明書**」が発行されていた場合はご提出をお願いします。

★患者様は入院医療費の一部負担以外に負担が増えることとなりますが、医療機関は本来の保険収入から保険外併用療養費分が差し引かれますので、医療機関の収入増になるわけではございません。

宮崎病院 院長